

お忘れませんか？「年金生活者支援給付金」の請求

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村住民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

請求手続きは
お早めに！

② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて、コザ年金事務所か市民課国民年金担当窓口で請求手続きをしてください。

請求手続きの流れ



日本年金機構から給付金請求書が届きます



年金生活者支援給付金請求書	
氏名	フリガナ XXXX XXXX
住所	〒XXXX-XXXX XXXX-XXXX
電話番号	12345678901

給付金請求書に氏名・電話番号を記入



切手を貼って
投函してください

給付金の振り込み

年金と同じ口座、同じ日、年金とは別に振り込まれます。

- 10月18日までに請求した場合、10月分から受給できます。（12月頃に振り込まれます。）
- 12月末までに請求した場合、今年度に限り10月分まで遡って受給できます。（令和2年2月頃に振り込まれます。）
- 令和2年1月以降に請求した場合、請求した翌月分以降からの受給となります。

平成31年4月2日以降に、世帯の構成等が変わった場合

支給要件を満たすことがあります。給付金を受け取るには請求手続きが必要ですので、コザ年金事務所もしくは市民課国民年金担当までお問い合わせください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
▶ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

問合せ / 給付金請求ダイヤル（ナビダイヤル） Tel 0570-05-4092

コザ年金事務所

Tel 098-933-2267

市民課 国民年金担当

内線（2131・2133）